

昭和45年3月31日策定
昭和51年4月16日変更
昭和60年9月27日変更
平成16年8月27日変更
平成22年12月10日変更
平成28年10月31日変更
令和4年3月31日変更

## 徳島県農業振興地域整備基本方針

令和4年3月

徳 島 県

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第5条第3項において準用する第4条第7項に基づき農業振興地域整備基本方針を次のように変更したので、公表する。

令和4年3月31日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

目 次

<b>第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</b>	
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2 農用地等の確保のための施策の推進	1
3 農業上の土地利用の基本的方向	2
(1) 東部農業地帯	2
(2) 南部農業地帯	3
(3) 西部農業地帯	3
<b>第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項</b>	
1 東部農業地帯	4
2 南部農業地帯	5
3 西部農業地帯	5
<b>第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</b>	
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業地帯別の構想	6
(1) 東部農業地帯	6
(2) 南部農業地帯	6
(3) 西部農業地帯	6
3 広域整備の構想	7
(1) 用水改良	7
(2) 農道の整備	7
(3) ほ場の整備	7
<b>第 4 農用地等の保全に関する事項</b>	
1 農用地等の保全の方向	8
(1) 東部農業地帯	8
(2) 南部農業地帯	8
(3) 西部農業地帯	8
2 農用地等の保全のための事業	9
3 農用地等の保全のための活動	9
<b>第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</b>	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	10
2 農業地帯別の構想	10
(1) 東部農業地帯	10
(2) 南部農業地帯	11
(3) 西部農業地帯	11
3 主要な営農類型	12
<b>第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</b>	
1 重点作物別の農業近代化施設等整備の構想	19
(1) 水稲	19
(2) 野菜	19
(3) 花き	19
(4) 果樹	19
(5) 畜産	19

2	農業地帯別の農業近代化施設等整備の構想	1 9
(1)	東部農業地帯	1 9
(2)	南部農業地帯	2 0
(3)	西部農業地帯	2 1
3	広域整備の構想	2 1
(1)	野菜、果樹集出荷場及び情報処理施設	2 1
(2)	公共牧場	2 1
(3)	家畜市場施設	2 1
(4)	食肉・食鳥センター	2 1
<b>第7</b>	<b>農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項</b>	
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	2 2
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	2 2
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	2 2
<b>第8</b>	<b>第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項</b>	
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標	2 3
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	2 3
(1)	東部農業地帯	2 3
(2)	南部農業地帯	2 3
(3)	西部農業地帯	2 4
<b>第9</b>	<b>農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</b>	
1	生活環境施設の整備の必要性	2 5
2	生活環境施設の整備の構想	2 5
(1)	東部農業地帯	2 5
(2)	南部農業地帯	2 6
(3)	西部農業地帯	2 6

# 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

## 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農業は、食料供給という国民生活の根幹を支える重要な産業であるとともに、農産物の生産・販売を通じて地域の経済を支え、緑豊かな農村景観の形成や文化の伝承等、私たちの社会において多様な役割を担っている。

しかし、近年、農業者の高齢化や人口減少による生産活動の停滞、集落機能の低下、荒廃農地の増加等に加え、経済社会のグローバル化に伴う国内外での競争激化や気候変動等に伴う激甚化・頻発化する自然災害などにより、特に中山間地域の農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大により、人びとの行動や価値観が大きく変容し、地方回帰の機運の高まりを捉えた多様な担い手の確保や、ニューノーマル（新しい日常）に対応した農産物の生産・流通・販売などの新たな取組により、農業・農村の活性化が期待されている。

本県の農業は、恵まれた自然環境のもと多種多様な農産物が県内各地で生産されており、県民の豊かな食生活を支えるとともに、地の利を活かして京阪神地域を中心とする大消費地に対し、新鮮で高品質な農産物を供給する「生鮮食料供給地」として発展してきた。これらの多くは市場の平均単価よりも高値で取引きされており、県産農産物の評価の高さが窺える。

このような状況の中、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」では、農林水産業の持続的な発展や個性豊かな農山漁村の活性化を県民等とともに取り組むこととしており、これらを貴重な財産として次代に継承していくことが求められている。

しかし、本県の農地面積は一貫して減少を続けており、今後においても住宅等の非農業的土地需要による農地のかい廃が見込まれている。現在のすう勢が続くと仮定すれば更なる減少が危惧されている。

このため、集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進、また、安定的な食料供給の確保の観点からも、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図ることが重要であり、長期的な視点に立って住宅等多様な土地利用との計画的な調整を図りながら、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域制度、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を図るなど、各種施策を通じた優良農地の確保に努めるものとする。

具体的には、農地中間管理機構による人・農地プランに位置づけられた担い手への農地の集積・集約化の促進、スマート農業技術の導入推進、農業生産基盤の総合的な整備等により、優良農地の集団化や荒廃農地の発生防止・解消に努める。

また、中山間地域においては、日本型直接支払制度の活用等により適切な農業生産活動が維持されるよう努める。

このような取組等を着実に推進することにより、令和元年の農業振興地域における農用地区域内の農地面積29.9千ヘクタールについて、令和12年においては29.2千ヘクタールの確保を目標としている。

## 2 農用地等の確保のための施策の推進

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、また、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能（以下「多面的機能」という。）の適切な発揮を図る上でも重要な役割を担っている。

このため、農用地区域への編入促進や地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援の活用及び荒廃農地の解消などにより、農用地等の確保を図ることを目的に、次の方向で諸施策を通じた取組を推進する。

### ① 農地の保全・有効活用

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用に基づく優良農地の確保や、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の加速化，農地法に基づく遊休農地に関する措置，農業生産基盤の整備による営農条件の向上等の施策を通じ，荒廃農地の発生の防止及び既存の荒廃農地の解消を進め，農地の保全・有効活用を促進する。

また，中山間地域等においては，近年増加している野生鳥獣による農作物被害に対する被害防止策を講じるとともに，日本型直接支払制度の推進により農業生産の不利の補正や農地等の保全活動の支援等を行い，地域活動や農業生産活動の継続を図り，荒廃農地の発生の防止を推進する。

## ② 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため，地域の特性に応じて，農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の区画拡大，水田の汎用化・畑地化を推進するとともに，スマート農業技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか，農業用排水施設の機能の保全管理等を通じ，良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際，現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては，当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

## ③ 非農業的土地需要への対応

やむを得ない非農業的土地需要へ対応するため，農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には，農業上の利用に支障が生じないことを基本とし，優良農地の保全に支障が生じることがないように，他計画等との整合に留意するとともに関係機関と調整を図り，計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合，農業振興地域整備計画については，計画的な実施が重要であり，その変更は原則としておおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。また，国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地において公用施設又は公共用施設の整備を行うため，農用地利用計画の変更が必要となる場合には，法第16条に規定される責務に鑑み，法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

## ④ 交換分合制度の活用

農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに，農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤強化を促進するため，交換分合制度を積極的に活用するものとする。

## ⑤ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに，農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル技術を用いる等デジタル化の積極的な推進等により，農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

## ⑥ 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針又は農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては，地域の振興及び地球温暖化対策に関する他計画との調和等を図り，制度の円滑かつ適正な運用を図る。このため，関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに，学識経験者，各関係団体等から幅広く意見を求めるものとする。また，市町村においては，市町村の関係団体，集落代表者から必要に応じ，幅広く意見を求めることが望ましい。

## 3 農業上の土地利用の基本的方向

### (1) 東部農業地帯

本地帯は，県都である徳島市及びその周辺地域を中心に都市化が進み，本県の経済，教育，文化，行政など多くの機能が集積し，広い分野にわたり，質の高いサービスを提供する拠点としての機能を果たしている。今後とも県勢発展の牽引的役割を担っていくため道路・情報網をはじめとするインフラ整備等により産業活動による競争力が一層強化されることから，徳島市を含む4市3町が徳島東部都市計画区域に指定されている地域であり，非農業的土地需要が今後とも見込まれる。

このような中，平坦地域においては，農地や担い手の減少，気候変動による環境問題，経

済のグローバル化等取り巻く状況の変化に対応しながら、京阪神地域との結節点という地域の立地的、経済的条件を活かした都市近郊型農業として、需要の動向に即した市場競争力の高い野菜、果樹、花き、畜産物のブランド化を推進する。

水稲については、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化による規模拡大や生産性の向上を図るとともに、水田活用による園芸品目の生産拡大を図り、効率的な土地利用を推進する。また、地域の特性に応じたきめ細かな生産基盤の整備を推進する。

中山間地域においては、みかんの高糖系品種への転換や、すだちの周年出荷体制の強化等によるブランド化及び畜産業の振興を図るとともに、農道を活用した生産の省力化や、流通の効率化を促進する。

## (2) 南部農業地帯

本地帯は、地域の中核的都市である阿南市を中心に産業集積が進み、周辺地域を含めた雇用の場の確保が推進されており、引き続き都市的土地利用の増大が見込まれる一方、那賀郡、海部郡においては、農林水産業を中心とした土地利用が行われている地域である。また、阿南安芸自動車道の整備により、災害時等の安全性向上はもとより経済活動の活発化や観光振興が期待されている。

農業生産では、平坦部地域は、温暖な気候を活かした早期米地帯となっており、効率的な生産を進めるため、ほ場の整備により営農条件の向上を図るとともに、汎用水田を活かした野菜作等の振興により効率的な土地利用を図る。

また、冬期の豊富な日照量を活かしたハウスすだち、ハウスみかん、洋らん、きゅうり等施設園芸地帯では、土地利用調整等による効率的な生産体制の確立を進めるとともに、京阪神市場等への有利販売に向けたブランド化を推進する。

中山間地域においては、養鶏業の振興を図るとともに、年間を通して降水量が多く、昼夜の寒暖差が大きい気象条件を活かしたゆず、茶、おもと、ケイトウ、シャクヤクなどの地域特産物の生産振興の積極的な取組を図るとともに、農地の利用状況や地域条件を考慮した上で、農道の整備等農業生産基盤の整備を進め、農業上の利便性を確保する。

## (3) 西部農業地帯

本地帯は、高知県に源を發する吉野川が流れ、その南岸には四国山地、北岸には讃岐山脈が連なっている。耕地は吉野川沿いから山ろくに到る比較的平坦な平野部にあり、重要な水田地帯となっている。山間部では山ろくから山腹に開けた階段状の耕地が分布し、その多くは畑作地帯である。産業においては、美馬市脇町を中心としていくつかの工場立地が見られるほか、古くから吉野川の良い水を活かした地場産業が行われている。

農業生産では、中山間地域の特徴を活かし、全国有数のブロイラー産地を形成している畜産業のほか、山地の冷涼な気候条件の中、傾斜畑を活かした夏秋野菜や果樹、茶、山菜などの多くの品目が生産されており、鳥獣被害対策を講じながら、タラノメ、みつまた、こんにゃく、そば等の地域特産物も含めた多様で特徴ある産地づくりを行う。特に、中四国で初めて世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」の保全・継承に取り組む。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
1 東部 農業地帯	徳島地域 (徳島市)	徳島市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、規模の大きな森林の区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 14,616ha (農用地面積 3,724ha)	
	鳴門地域 (鳴門市)	鳴門市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 12,200ha (農用地面積 2,350ha)	
	小松島地域 (小松島市)	小松島市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、規模の大きな森林の区域、港湾隣接地域及び自衛隊小松島航空隊基地とその隣接地域等を除いた区域	総面積 3,539ha (農用地面積 1,923ha)	
	吉野川地域 (吉野川市)	吉野川市のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域を除いた区域及び規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 11,822ha (農用地面積 1,546ha)	
	阿波地域 (阿波市)	阿波市のうち規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 14,863ha (農用地面積 4,547ha)	
	勝浦地域 (勝浦町)	勝浦町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 6,054ha (農用地面積 1,116ha)	
	上勝地域 (上勝町)	上勝町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 4,605ha (農用地面積 357ha)	
	佐那河内地域 (佐那河内村)	佐那河内村全域	総面積 4,230ha (農用地面積 455ha)	
	石井地域 (石井町)	石井町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域を除いた区域	総面積 2,607ha (農用地面積 1,287ha)	
	神山地域 (神山町)	神山町のうち規模の大きな森林の区域を除いた区域	総面積 8,612ha (農用地面積 621ha)	
	松茂地域 (松茂町)	松茂町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域、港湾隣接地域及び徳島空港とその隣接地域を除いた区域	総面積 908ha (農用地面積 309ha)	
	北島地域 (北島町)	北島町のうち都市計画法に基づき設定された市街化区域及び港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 448ha (農用地面積 207ha)	
	藍住地域 (藍住町)	藍住町全域	総面積 1,627ha (農用地面積 592ha)	
	板野地域 (板野町)	板野町全域	総面積 3,622ha (農用地面積 802ha)	
	上板地域 (上板町)	上板町全域	総面積 3,451ha (農用地面積 1,027ha)	



1 東部農業地帯計			総面積 93,204ha (農用地面積 20,863ha)	
2 南部 農業地帯	阿南地域 (阿南市)	阿南市のうち都市計画法に 基づき設定された市街化区 域、臨港地区、港湾隣接地 域及び規模の大きな森林の 区域を除いた区域	総面積 18,565ha (農用地面積 6,413ha)	
	那賀地域 (那賀町)	那賀町のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 18,957ha (農用地面積 902ha)	
	牟岐地域 (牟岐町)	牟岐町のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 3,311ha (農用地面積 156ha)	
	美波地域 (美波町)	美波町のうち都市計画法の 用途地域、臨港地区、港湾 隣接地域、国定公園の特別 保護地区、及び規模の大き な森林の区域等を除いた区 域	総面積 8,345ha (農用地面積 489ha)	
	海陽地域 (海陽町)	海陽町のうち臨港地区、港 湾隣接地域及び規模の大き な森林の区域等を除いた区 域	総面積 18,021ha (農用地面積 1,040ha)	
2 南部農業地帯計			総面積 67,199ha (農用地面積 9,000ha)	
3 西部 農業地帯	美馬地域 (美馬市)	美馬市のうち規模の大きな 森林の区域等を除いた区域	総面積 22,028ha (農用地面積 3,066ha)	
	三好地域 (三好市)	三好市のうち都市計画法の 用途地域を除いた区域及び 規模の大きな森林の区域を 除いた区域	総面積 42,833ha (農用地面積 2,929ha)	
	つるぎ地域 (つるぎ町)	つるぎ町のうち規模の大き な森林の区域を除いた区域	総面積 12,575ha (農用地面積 1,854ha)	
	東みよし地域 (東みよし町)	東みよし町のうち規模の大き な森林の区域等を除いた区 域	総面積 9,137ha (農用地面積 1,051ha)	
3 西部農業地帯計			総面積 86,573ha (農用地面積 8,900ha)	
県計			総面積 246,976ha (農用地面積 38,760ha)	

(注) 表中の農用地面積は、令和元年の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査における、農業振興地域内の農用地(田・畑・樹園地・採草放牧地)をいい、農用地区域内と農用地区域外(農振白地)の農用地の合計面積である。  
(面積は、ha未満を四捨五入しているため、計が合わないことがある。)

指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：令和元年12月31日現在

※ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき、市街化区域に編入する区域については、同法第23条第1項の規定による農林水産大臣の協議が調ったときは、速やかに当該区域を農業振興地域から除外するものとする。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、産業構造の変化に伴う農業人口の減少への対応から、生活や自然環境との調和にも配慮しつつ、集約的農業を展開する上で適切な土地利用の推進及び水利用の合理化並びに農業経営の規模拡大を図るなど、地域農業の持続的な発展や活性化に資する事業展開が必要である。

このため、水田の汎用化や大型農業機械の導入による生産性の向上を図るため、農地中間管理機構と連携したほ場の整備や、農業水利施設、農地保全、農道整備等の農業生産基盤整備事業や自然エネルギー発電設備の導入を促進するとともに、景観や環境等と生産性の高い農業が調和した農地の総合的な整備を、原則として農用地区域内において積極的に行う必要がある。

#### 2 農業地帯別の構想

##### (1) 東部農業地帯

本地帯は、徳島東部都市計画区域を含む本県の中心区域であり、これまで相当規模の耕地がかい廃され今後も減少が予想されるが、本県最大の農業地帯であることから、農地の農業上の利用の確保のため農業生産基盤の整備を進めることを基本方向とする。湿田・単作地域は用排分離を基本目標とし、ほ場の整備が必要な地域においては積極的にこれを推進し、また農道の整備及び吉野川下流域地区国営総合農地防災事業等の基幹事業を中心としたかんがい排水施設の整備を進め、生産性の高い農業に向けた農業生産基盤の整備を推進する。

また、吉野川北岸地帯は、国営幹線水路からの支線水路の整備等を進めるとともに、老朽化した水利施設の改良等を行い、用水を適切に利用した周年化による野菜、果樹等の振興を図る。

吉野川南岸地帯の平坦部においては、水田の排水条件を整備改良し畑作営農が可能となるよう水田の汎用化に努める。

さらに用水の安定的供給を図るため、農業水利施設の整備を進めるほか、機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進する。

あわせて、飼料用米や、稲ホールクroppサイレージの生産を通じて、畜産農家と耕種農家の連携を強化するとともに、家畜ふん堆肥や稲わらなどの地域資源を効率的に利用できるよう、地域の実態に応じた資源循環型農業を推進する

##### (2) 南部農業地帯

本地帯は、臨海部に都市計画区域が設定され、今後も非農業的土地利用が一定程度見込まれるものの、東部農業地域に次ぐ農業地域である。

そこで、早期米地帯の一毛作水田について、畑作営農が可能な汎用ほ場を創出するため、基幹的水利施設の新設、改良とあわせて、末端整備を含めて実施するほ場整備事業を推進する。

那賀川下流域の平坦部においては、機械化作業による生産性の高い農業の実現を目標として、農地中間管理機構と連携したほ場の整備事業により、区画の拡大をはじめ、用排水の分離等による水田の汎用化を推進する。また、農業用水の安定的供給を図るため、那賀川地区国営総合農地防災事業を中心として、農業水利施設の整備を進めるとともに、施設の機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進する。

また、海部川流域においては、農業水利施設の機能保全対策や管理の省力化を図り、水田の汎用化を進める。中山間地域においては、地域条件に即した効率的な農業生産基盤整備により農地を保全し、樹園地、野菜団地の農業水利施設の整備を進め、緩傾斜地においては省力化・軽労働化が図られるよう園地整備を推進し、ゆず等特産物の一層の振興を図る。

また、山間地域では、農用地の機能の維持を図るため、地すべり対策事業など農地保全対策を積極的に推進する。

##### (3) 西部農業地帯

本地帯は、吉野川北岸用水及び曾江谷夏子ダム等の基幹水利施設と連携を図りつつ、末端

水利施設などの農業生産基盤の整備を推進する。

このため、吉野川北岸地帯においては、吉野川北岸二期地区国営かんがい排水事業を中心として農業水利施設の整備を図る。また、吉野川南岸地帯においては、用排水路、農道等の農業生産基盤の整備を進める。あわせて、基幹的な水利施設においては、施設の機能保全対策や管理の省力化を図る機動的な更新や整備を推進する。

また、讃岐山脈山ろく、四国山地剣山山系山ろく地域においては、本地帯の重要作目であるブロイラーなど畜産業の振興のため、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、家畜ふん堆肥や稲わらなどの地域資源を効率的に利用することで、地域の実態に応じた資源循環型農業を推進するとともに、地域条件に即した効率的な地すべり対策事業など農地保全を進める。

### 3 広域整備の構想

広域的な農業生産基盤整備は、地域の実情、経済条件等から広域的に事業を推進することがより効果的なものについて、市町村整備計画や広域営農団地整備計画（徳島東部、吉野川中部、阿讃西部、阿南丹生谷）と有機的な連携を保つよう配慮するとともに、景観や環境等に配慮しながら事業効果が早期に発現されるよう積極的に推進するものとする。

#### (1) 用水改良

##### ① 吉野川北岸地域

農業水利施設の改修及び耐震化を一体的に行う吉野川北岸二期地区国営かんがい排水事業（4市3町）を中心として、農業水利施設を整備し農業用水の安定的供給等を通して高生産性農業の促進を図る。

##### ② 吉野川下流左岸地域

柿原堰及び第十堰等に取水を統合する吉野川下流域地区国営総合農地防災事業（3市5町）を中心として、農業水利施設を整備し農業用水の安定的供給等を通して高生産性農業の促進を図る。

##### ③ 那賀川下流地域

那賀川から取水する那賀川地区国営総合農地防災事業（2市）を中心として、農業水利施設を整備し、農業用水の安定的供給等を通して高生産性農業の促進を図る。

##### ④ その他の地域

吉野川南岸地域、勝浦川流域、那賀川流域、県南各河川流域についても農業水利施設を整備・保全し、農業用水の安定的供給を図る。

#### (2) 農道の整備

機械化による生産の効率化、農業生産基盤の整備、また集出荷施設の整備充実と相まって一層の産地形成が期待されるとともに、農村地域の生活環境の改善に寄与することから、栽培管理から集出荷までの諸作業を効率的に行うため農道や通作道の整備を推進する。

#### (3) ほ場の整備

農業経営の合理化を図るためには、ほ場条件の整備を図ることが前提であることから、各農業地帯において地域の特性を踏まえ、農業者の負担軽減やニーズに応じたほ場の整備を進める。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1 農用地等の保全の方向

本県は県土に占める林地面積の割合が76パーセントと全国平均と比べ高く、都市化等の進行とともに農用地のかい廃が進み、今後においても都市開発、宅地開発をはじめ、道路・公園等の公共用地の需要が見込まれる。一方で、農業者の高齢化、担い手不足、土地条件が悪いこと、鳥獣被害、農産物販売の低迷などにより荒廃農地が増加している。このような状況下において農業生産のみならず県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業・農村の多面的機能の維持・発揮に重要な役割を担う農地を、農林業施策の積極的な推進により保全することが急務となっている。

このため、農地中間管理機構や各種の助成措置を積極的に活用し、担い手へ農地を集積・集約化するとともに集落営農を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

また、農業水利施設や農地、農道等の農業生産基盤の整備を進めるほか、日本型直接支払制度による認定又は協定に基づき集落等で取り組む農地等の維持管理体制を整備するとともに、農業者のみならず地域住民などの非農業者も含めた地域ぐるみの保全活動を支援して営農条件の向上を図り、生産性の高い農業を推進することや、近年被害が増加している野生鳥獣による農作物被害に対する被害防止策を講じることにより荒廃農地の発生を防止する。あわせて、農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）等の各種施策を推進することにより既存の荒廃農地の解消・有効利用に繋げる。

このような視点に立って、各農業地帯ごとに農用地等の保全の基本的方向を示すと次のとおりである。

#### (1) 東部農業地帯

本地帯は、都市化が最も進行している地帯でもあるが、本県最大の農業地帯であるため、引き続き担い手への農用地の集積・集約化を推進するとともに、農業生産基盤の整備を推進し、営農条件の向上を図ることにより耕地利用率を高め、荒廃農地の発生を防止する。

吉野川北岸地帯の支線水路の整備等を進めるとともに、農業用ため池等の老朽化した用水施設の改良や保全を行う。南岸地域の平坦部においては、水田の排水条件を整備改良し、畑作営農が可能な水田の汎用化に努め、農地の有効利用を図る。

地すべり地帯に位置する農用地については、地すべり対策を継続的に実施することにより、農用地の保全を図るとともに荒廃農地の発生を防止し、自然災害により被災した農地等については、災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

さらに、日本型直接支払制度対象農用地については、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地の保全を図る。

#### (2) 南部農業地帯

本地帯は、早期米地帯であり、土地利用型作物の推進を含めた農地の流動化を促進するため、農地中間管理機構や各種の助成措置を積極的に活用して担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の有効利用を図る。また、担い手不在の地域では集落営農を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

地すべり地帯に位置する農地については、主に侵食防止対策を継続的に実施することにより農用地の保全を図る。特に那賀川中上流域は、降水量が多く、自然災害により被災を受けることが多いため、被災した場合には、災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

また、海部川流域を中心としたこの地域は、台風の常襲地帯であり、これによる被災農地等は災害復旧事業により速やかに復旧を図る。

さらに、日本型直接支払制度対象農用地については、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地の保全を図る。

#### (3) 西部農業地帯

本地帯は、急峻な山々を有する中山間地域であり、日本型直接支払制度対象農用地については、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により、農地や地域資源の保全を図る。また、担い手への農用地の集積・集約化を促進するとともに、担い手不在の地域では集落営

農を推進し、荒廃農地の発生を防止する。

吉野川流域には、多くの地すべり地帯があり、この中に位置する農用地を保全するため、継続的に抑止工や侵食防止工等の対策を講じる。

また、自然災害により被災した農地等については、速やかに災害復旧事業により復旧を図る。

## 2 農用地等の保全のための事業

農用地等の土壌侵食や崩壊等を防止するため、農村地域防災減災事業や災害復旧事業等を活用し、農用地の防災施設等の整備を推進するとともに、ほ場整備事業、農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）等により荒廃農地の整備・復旧を進めていく。さらに、1に記したとおりそれぞれの農業地帯の地域特性に応じた事業を推進し、農用地の保全を図る。

また、農業従事者の高齢化が進行する中、農業生産条件が不利な地域における荒廃農地の増加等により農業・農村の多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあり、農用地等の地域資源の適切な保管理を推進することで荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を維持していくことが重要である。

そこで、農業生産活動を維持し、多面的な機能を確保するため、市町村との密接な連携のもと日本型直接支払制度の適切な運用に努める。

## 3 農用地等の保全のための活動

本県の農用地等の保全のためには、荒廃農地対策が大きな課題となっている。

このため、担い手への農地集積をはじめ、日本型直接支払制度の活用や適切な鳥獣被害対策等の推進により荒廃農地の発生防止とその解消を図ることとし、市町村及び農業委員会においては荒廃農地の状況を把握し、その解消と有効利用に努めるものとする。

具体的には、農地中間管理機構を通じた法人や規模拡大農家など担い手への農用地の集積・集約化を促進し、荒廃農地の発生を防止するため、農地中間管理機構や各種助成措置を積極的に活用するものとする。あわせて、集落営農の組織化を推進することにより、多様な担い手を育成し、荒廃農地の発生を防止する。

中山間地域においては、過疎化、高齢化の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、土地改良施設の適切な維持管理が困難になったり、荒廃農地が増加したりするなど周辺優良農地への影響が懸念される状況にある。

このような状況を解消するため、「中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金」及び「中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金」による運用益を活用して土地改良施設等の適切な維持管理を推進することとする。

また、日本型直接支払制度の実施に当たっては、荒廃農地の発生を防止する有効な制度として機能させるため、認定又は協定に基づく集落等を単位とした取組により集落営農組織の育成や農用地の流動化促進を図りながら、将来にわたって農用地の維持管理ができる体制の整備に留意しつつ推進するものとする。

その際、市町村においては農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき事業区域の設定、農用地の流動化促進や労働力補完対策を図るものとする。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県は、県土面積の76パーセントを森林が占めており、販売農家1戸当たり経営耕地面積は1.1ヘクタールと全国平均の4割程度である。

また農業産出額に占める米の割合は13.8%で全国平均(19.6%)の約70パーセントである。

したがって、本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、農地の効率的な利用の促進を基本としつつ、担い手への農地の利用集積による規模拡大を図るとともに、農地中間管理機構を中核的な事業体として位置付け、優良農地の集団化及び荒廃農地の発生防止・解消に努める。

このため、県下各地帯の特性を活かした営農類型を目標に農地中間管理事業を中心とした各種農地流動化施策を積極的に実施するとともに、農作業の受委託等を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。また、集落機能の活用等を通じて関係農業者等の合意のもとに集落営農の組織化を進め、農作業の共同化、機械の共同利用等の農作業の効率化、作付地の集団化、不作付地の解消、裏作の導入等による耕地利用率の向上を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携等による地力の維持増進等を促進する。さらに、スマート農業など新技術の導入や有機農業等エシカル農業の推進により、とくしまブランドの確立を図る。

このような視点に立って、各農業地帯ごとの構想及び農業経営の主要な営農類型としての基本的な指標を示すと次のとおりである。

### 2 農業地帯別の構想

#### (1) 東部農業地帯

本地帯において今後発展が予想される営農類型は、きゅうり、いちご、なす等の施設野菜に水稻を組み合わせた作型、かんしょとだいこん、れんこんの専作、洋にんじん、ほうれんそう、レタス、ブロッコリー、えだまめ等の露地野菜に水稻を組み合わせた作型、シンビジウム、ゆり、きく等の花き専作、なし専作、みかんとすだちを組み合わせた果樹専作、酪農、肉用牛経営等が考えられる。

今後も引き続き、賃貸借を中心に農地の流動化が進むことが予想されるので、農地中間管理事業や各種助成措置を積極的に活用してこれらの農地を着実に担い手や集落営農組織に集積・集約化し、農業経営の規模拡大による効率的な営農体系の確立を推進する。

また、稲、麦わら等の家畜の飼料化や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、畜産農家と耕種農家の連携を推進・強化することを通じて地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。特に、野菜等の施設栽培でのスマート技術をはじめとした新技術の導入や果樹園地の団地化等を促進する。

また、後作の洋にんじん、ほうれんそう、ブロッコリー等の野菜の作付けを前提とした地力増進作物、飼料作物及び簡易雨よけ施設等による施設野菜等を集団化して作付けする。

あわせて、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進する。

また、国営吉野川北岸地区では、吉野川北岸用水により用水利用の周年化が可能となり、野菜の産地化の進展に著しいものがあり、これらの地域の営農類型としては、なす専作、なすにレタスや洋にんじんを組み合わせた作型、なし等の果樹専作、シンビジウム等の施設花き、酪農、肉用牛経営等の畜産等が考えられる。

このため、今後水稻の集約化、野菜産地の集団化、飼料自給率の向上のための経営の規模拡大等が期待され、農地中間管理機構との連携を図りつつ、各種事業の実施により農用地を着実に担い手に集積・集約化し、農業経営の規模拡大に結びつけるものとする。

## (2) 南部農業地帯

本地帯において今後発展が予想される営農類型は、基幹作物である水稻に施設野菜等を組み合わせた作型や、ハウスきゅうり等の施設野菜専作、ハウスすだちやハウスみかん等の果樹専作、山間地域でのゆず等の果樹、花き類、畜産ではブロイラー、肉用牛経営等が考えられる。

本地帯は、県下有数の早期水稻の産地であり、農用地の流動化がさらに進展することが予想されるので、農地中間管理機構や各種助成措置を積極的に活用してこれらの農用地を着実に担い手に集積・集約化し、農業経営の規模拡大に結びつけ土地利用型農業の生産性の向上を図るものとする。また、稲、麦わら等の家畜の飼料化や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、畜産農家と耕種農家の連携を強化することを通じて地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を推進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。

転作田においては、水田農業の高収益化に向けたオクラやケイトウ等の夏作物の作付けを推進する。

なお、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進するものとする。

## (3) 西部農業地帯

本地帯においては、ブロイラーの比重が高く、全国有数の産地を形成している。また、平坦部では、露地野菜として夏秋なす、洋にんじん、ブロッコリー等の産地化が進んでおり、中山間地域では、茶、くり、かき、ゆず、いちご、なすに加え、近年にはタラノメ等山菜類が生産されている。

今後発展が予想される営農類型は、吉野川北岸農業用水及び曾江谷夏子ダムの利水計画（営農計画）と関連づけ、地域特性を活かした園芸作物、山間特産物及び、肉用牛経営、ブロイラー等が考えられる。

本地帯の山間地域における土地利用型農業の土地利用としては、平坦部での水田転作における麦、大豆及び飼料作物、山間地での養鶏業の振興のための利用が考えられる。

また、担い手への農用地の集積・集約化を行うため、農地中間管理事業や各種助成措置を積極的に活用するとともに、担い手不在の地域では集落営農の組織化を推進し、効率的な営農体系の確立を推進する。転作田においては、野菜等を中心に集団化して作付するほか、裏作としては麦、秋冬野菜等を集団化して作付けする。

あわせて、ブロイラー、肉用牛の振興を図るとともに、稲、麦わら等の家畜の飼料化や、家畜ふん堆肥の円滑な供給により、畜産農家と耕種農家の連携を強化することを通じて地力の維持増進を図る。

さらに、農用地の利用改善と農家の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ、農家の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化等の推進に努める。

なお、山間地域等にみられる不作付地等の有効利用を図るための小規模な基盤整備等を進め、利用条件の改善を推進するものとする。

### 3 主要な営農類型

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
ハウスきゅうり	促成きゅうり 30 a  粗収益 21,440 千円 所得 7,520 千円 総労働時間 5,622 時間 (うち雇用労働) 126 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> ビニールハウス 暖房機 循環扇 トラクター  <経営の特徴等> ・きゅうりは促成栽培の長期1作型とする。 ・水稲は中型機械化作業体系で3戸の共同利用とする。	・共同選果のため選果機を導入し収穫・調整作業の軽減を図る。 ・多層被覆, 暖房機, 循環扇等を導入し変温管理を適正に行い, 草勢の維持と省力的管理を行う。 ・整枝方法を改良し, 労力の軽減を図る。	平坦部 中間部
ハウスいちご	促成いちご 30 a  粗収益 15,680 千円 所得 8,520 千円 総労働時間 6,012 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> ビニールハウス 電照設備 育苗施設 トラクター  <経営の特徴等> ・いちごはハウスの促成栽培とする。	・育苗の分業化や暗黒低温処理技術等により夏期育苗作業の軽減を図る。 ・大玉果生産, 作型の組み合わせを行い, 収穫・調整作業の軽減を図る。 ・土作りの励行, 摘花, 電照, 温度管理の基本的な栽培管理を徹底する。	平坦部 中間部
かんしょ + だいこん	かんしょ 200 a だいこん 150 a  粗収益 26,280 千円 所得 8,830 千円 総労働時間 10,135 時間 (うち雇用労働) 2,700 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> 育苗ハウス 貯蔵庫 乗用トラクター 掘取機 洗浄機 挿苗機 ブームスプレーヤー  <経営の特徴等> ・かんしょは, 早掘と貯蔵を組み合わせた体系で, 優良種苗の確保による品質の向上を図る。 ・だいこんは, 早出しから春出し用の品種を組み合わせることで収穫作業の軽減を図る。	・かんしょのウイルスフリー苗に適した施肥改善の向上を目指す。 ・かんしょの貯蔵技術を確立し腐敗率の低下に努める。 ・暗渠排水等ほ場環境の改善を図る。 ・だいこんは, 播種期をずらし, 計画的な作付けによる労力配分を図る。 ・連作による根部障害の回避を目指す。	平坦部
れんこん	トンネル 80 a 露地	<資本装備> ビニールトンネル 乗用トラクター	・土壌消毒を徹底し, 品質, 収量低下の防止を図る。 ・土壌タイプ別の施肥技術	平坦部



	<p>1 2 0 a</p> <p>粗収益 26,440 千円 所得 11,620 千円 総労働時間 5,096 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>洗浄機 れんこん掘取機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・トンネル, 早生品種を組み合わせ、収穫作業の軽減を図る。</p>	<p>の確立を目指す。 ・自動洗い機等省力化技術の導入を図る。</p>	
<p>洋にんじん + 枝豆</p>	<p>洋にんじん 2 5 0 a 枝豆 1 0 0 a</p> <p>粗収益 23,340 千円 所得 9,520 千円 総労働時間 3,865 時間 (うち雇用労働) 750 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 洗浄機 掘取機 選果機 脱莢機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・洋にんじんは, 大型のトンネル栽培。 ・枝豆は, 露地栽培。</p>	<p>・洋にんじんは, 地域に適合する品種を選定し, 計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・ほ場の透水性改善と土作りを励行する。 ・トンネルの大型化による前進出荷と生産安定, 作業環境の改善を図る。 ・枝豆は, 播種期をずらし, 計画的な作付けによる労力配分を図る。</p>	平坦部
<p>ほうれんそう + 枝豆</p>	<p>ほうれんそう 2 5 0 a 枝豆 1 0 0 a</p> <p>粗収益 20,000 千円 所得 10,790 千円 総労働時間 7,565 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 野菜播種機 冷蔵庫 脱莢機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・ほうれんそうは, 露地栽培, トラクター野菜播種機を使用する。 ・枝豆は, 露地栽培。</p>	<p>・ほうれんそうは, 播種期に適合する品種を選定し, 計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・ほ場の透水性改善と土作りを励行する。 ・枝豆は, 播種期をずらし, 計画的な作付けによる労力配分を図る。</p>	平坦部
<p>ブロッコリー + スイートコーン + 枝豆</p>	<p>ブロッコリー 2 0 0 a スイートコーン 6 0 a 枝豆 1 0 0 a</p> <p>粗収益 16,690 千円 所得 6,560 千円 総労働時間 5,888 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 野菜播種機 冷蔵庫 脱莢機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・ブロッコリーは, 露地栽培, トラクター, 野菜播種機を使用する。 ・枝豆は, トンネル+露地栽培。 ・スイートコーンは露地栽培。</p>	<p>・ブロッコリーは, 播種期に適合する品種を選定し, 計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・枝豆は, 播種期をずらし, 計画的な作付けによる労力配分を図る。</p>	平坦部

すだち	露地・貯蔵すだち 60a  粗収益 8,260千円 所得 4,800千円 総労働時間 3,174時間 (うち雇用労働) 600時間  家族労働 2人	<資本装備> 貯蔵用冷蔵庫  <経営の特徴等> ・冷蔵貯蔵を行うことで長期出荷を行う。	・傾斜地では、園内作業道を設置する。 ・低樹高栽培により労力軽減を図る。 ・摘果摘葉を実施し、加工品比率の低下を図る。 ・長期貯蔵技術の向上を図り、計画的出荷による安定販売を目指す。	中間部 山間部
ハウスすだち	ハウスすだち 加温 40a 無加温 10a  粗収益 14,000千円 所得 4,500千円 総労働時間 3,750時間  家族労働 2人	<資本装備> ビニールハウス 暖房機 換気施設  <経営の特徴等> ・加温開始時期と設定温度を変えることで、労力分散を図る。	・低樹高栽培により労力軽減を図る。 ・多重被覆と変温管理により燃料費節減を図る。	平坦部 中間部
温州みかん + 中晩柑	早生温州 100a 貯蔵系温州 100a 不知火 50a  粗収益 16,500千円 所得 5,450千円 総労働時間 5,000時間 (うち雇用労働) 1,250時間  家族労働 2.5人	<資本装備> 貯蔵庫  <経営の特徴等> ・複数の品種を組み合わせることで労力分散、長期出荷を行う。	・傾斜地では、園内作業道を設置する。 ・低樹高栽培により労力軽減を図る。 ・各年交互結実園を設置し、表年裏年の差を均衡化する。	中間部 山間部
なし + れんこん	幸水 50a 豊水 60a れんこん 80a	<資本装備> スピードスプレイヤー なし棚 中小型管理機 レンボリー  <経営の特徴等>	なし ・暗渠の設置、深耕、堆肥施用等により、園地の若返りを図る。 ・老木園の改植を図る。 ・摘花、摘果、夏期のかん	平坦部

	粗収益 23,080 千円 所得 10,380 千円 総労働時間 5,611 時間  家族労働 2.5 人	・野菜との組み合わせにより、労力分散と所得向上を図る。	水により大玉生産を図る。 ・共同選果により、選別・調整作業を軽減する。	
水 稲 + 麦	水 稲 早期 1.5 h a 普通期 1.5 h a 麦 1.5 h a  粗収益 41,250 千円 所得 5,690 千円 総労働時間 10,155 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> 育苗ハウス トラクター 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 播種機  <経営の特徴等> ・水稲は稚苗移植栽培とし、中型機械化一貫体系とする。	・水稲は、作期、品種を組み合わせる。 ・利用権設定、作業受託等により、経営の拡充を図る。	平坦部
水 稲 + ブロッコリー	水 稲 早期 1.0 h a 普通期 1.0 h a ブロッコリー 2 h a  粗収益 31,120 千円 所得 5,690 千円 総労働時間 9,380 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> 育苗ハウス トラクター 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 移植機  <経営の特徴等> ・水稲は、稚苗移植栽培とし、中型機械化一貫体系とする。 ・ブロッコリーは、プラグ苗の機械移植とする。	・水稲は作期、品種を組み合わせる。 ・ブロッコリーは、労力の分散を図るため、計画的な作付を行う。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。	平坦部
菊	電照2度切り 3.0 a 夏秋ギク 3.0 a  粗収益 19,140 千円 所得 7,780 千円 総労働時間 6,906 時間  家族労働 2.5 人	<資本装備> ビニールハウス シェード 電照設備 下葉取り機 結束機 暖房機 トラクター <経営の特徴等> ・施設電照ギクの専作経営である。 ・秋ギクの2度切りと夏秋ギクを組み合わせた年3作の周年出荷体	・効率的な周年出荷体系の確立を図る。 ・栽培品種に適した温度管理や2度切り栽培技術の確立を図る。	平坦部 中間部

シンビジウム (鉢花)	10～3月出荷 60a  粗収益 39,490 千円 所得 5,090 千円 総労働時間 15,084 時間 (うち雇用労働) 3,600 時間  家族労働 2.5 人	系とする。 <b>&lt;資本装備&gt;</b> ビニールハウス 山上げ用パイプハウス 固定ベンチ 灌水施設 暖房機 貨物自動車  <b>&lt;経営の特徴等&gt;</b> ・山上げ栽培による年内出荷を主体とし、品種を組み合わせる。10月～3月の連続出荷とする。 ・緩効性被覆肥料の施肥、冬期低温管理、花芽誘導具の装着により省力低コストを図る。	・消費者ニーズが高く、作りやすい品種の導入に留意する。 ・投資額、経営費が高額なため、省力・低コスト化と経営の計数管理を十分行い、企業的な経営を目指す。	全 域
シンビジウム (切り花)	10～3月出荷 70a  粗収益 36,750 千円 所得 9,820 千円 総労働時間 14,455 時間 (うち雇用労働) 2,100 時間  家族労働 2.5 人	<b>&lt;資本装備&gt;</b> ビニールハウス 固定ベンチ 灌水施設 暖房機 ラップ機  <b>&lt;経営の特徴等&gt;</b> ・品種と温度管理の組み合わせによる10月～3月の連続出荷とする。 ・緩効性被覆肥料の施肥、花芽誘導具の装着、冬期低温管理により省力・低コストを図る。	・収益性の高い品種は株分けを行うが、収益性の低い品種は更新して消費者ニーズに合致した品種の導入に努める。 ・投資額、経営費が高額なため、省力・低コスト化と経営の計数管理を十分行い、企業的な経営を目指す。	全 域
ユリ	オリエント系 促成 50a 季咲き 30a 抑制 50a  粗収益 45,560 千円 所得 9,930 千円 総労働時間 5,266 時間  家族労働 2.5 人	<b>&lt;資本装備&gt;</b> ビニールハウス 冷蔵庫 トラクター  <b>&lt;経営の特徴等&gt;</b> ・促成、季咲き、抑制作型を組み合わせ、年3作として増収と労力配分を図る。	・夏場の空きハウスは土作りに取り組む。	全 域
しいたけ (生・菌床)	仕込み菌床 40,000個  粗収益 26,780 千円	<b>&lt;資本装備&gt;</b> 作業棟 培養棟 発生棟 菌床製造施設 (ミサ・コ)	・菌床製造施設の共同利用によりコストの低減を図る。 ・左の掲載事例は、個選出荷であるが、一層のコスト	全 域

	<p>所得 8,118 千円 総労働時間 9,920 時間 (うち雇用労働) 1,340 時間</p> <p>家族労働 3.0 人</p>	<p>ンバア, 袋詰機, 殺菌釜・ボイラー, 台車, 暖房施設, 接種機, コンテナ(他) 包装機 動力運搬車 保冷車 軽四トラック 電気設備一式</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・菌床製造 ・発生一貫生産 ・菌床製造施設共同利用</p>	<p>低減を図るため, 事業組合等の設立により共同選別, 共同出荷体制の構築を目指す。</p>	
<p>酪農 (単一経営) (繋ぎ方式・自給飼料有)</p>	<p>経産牛 50 頭 未経産牛 24 頭 飼料自給率 20 % 飼料作付 延べ 6 ha</p> <p>粗収益 43,710 千円 所得 6,130 千円</p> <p>総労働時間 7,545 時間 (うち雇用労働) 100 時間 ※酪農ヘルパーを雇用・雇用経費 45 万円</p> <p>家族労働 3.0 人</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 搾乳牛舎, 育成牛舎, 飼料タンク, ウォーターカップ, バルククーラー, バンククリーナー, パイプラインミルカー, 湯沸器, 堆肥舎(通気堆積型), 堆肥保管庫, 汚水槽, 攪拌曝気装置, 農機具格納庫, 共同農機具格納庫, トラクター, フロントローダー, トラクター, 堆肥散布車, 尿散布機(牽引式), 鎮圧ローラ, ディスクモアー, テッターレーキ, ロールベラー, ベールラッパー, ベールグリッパー, トラック</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・飼料作物は, 大型機械化体系 ・自動給餌体系 ・乳牛経産牛常時飼養頭数 50 頭 ・常時搾乳頭数 42 頭 ・分娩間隔 13 ヶ月 ・乳脂率 3.8 % ・初産月齢 26 ヶ月</p>	<p>・牛群検定を実施し, 個体泌乳能力の向上に努める。 ・受精卵移植技術を活用した牛群の改良を行う。 ・省力化を図るため, 大規模経営については, フリーストール, ミルキングパーラー化を進める。 ・環境保全を図るため, 家畜糞尿は土壌還元を行い, 併せて粗飼料の高位生産を図る。 ・粗飼料の収穫調製は共同作業を行い, 過重労働の防止に努める。 ・酪農ヘルパーにより労働に余暇を創出する。</p>	<p>全域 (土地条件に制約のない平坦地, 緩傾斜地)</p>
<p>酪農 (単一経営) (フリーストール方式・自給飼料有)</p>	<p>経産牛 70 頭 未経産牛 33 頭 飼料自給率 27 % 飼料作付 延べ 1.2 ha</p> <p>粗収益 61,300 千円 所得</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 畜舎(フリーストール), 畜舎(パーラー), 育成牛舎, 飼料庫, 飼料タンク, パーラー搾乳装置, バルククーラー, 湯沸器, 堆肥舎, 堆肥保管庫, 汚水槽(3槽), 農機具格納庫, 共同農機具格納庫, ショベルローダ, トラクター, 鎮圧ローラ, デ</p>	<p>・牛群検定を実施し, 個体泌乳能力の向上に努める。 ・受精卵移植技術を活用した牛群の改良を行う。 ・省力化を図るため, フリーストール, ミルキングパーラー化を進める。 ・環境保全のため, 家畜糞尿は土壌還元を行い, 併せて粗飼料の高位生産を図る。 ・粗飼料の収穫調製は共同</p>	<p>全域 (土地条件に制約のない平坦地, 緩傾斜地)</p>

	<p>9,810 千円 総労働時間 6,646 時間 (うち雇用労働) 100 時間 ※酪農ヘルパー を雇用・雇用経 費 63 万円</p> <p>家族労働 3.0 人</p>	<p>イスクモアー, テッター レーキ, ロールベ ーラ, ベールラッパー, ベールグリッパー, ト ラック, 飼料攪拌機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・飼料作物は, 大型機 械化体系 ・飼養管理は, 搾乳時 以外はフリーストール 飼育, TMR ・乳牛経産牛常時 飼養頭数 70 頭 ・常時搾乳頭数 59 頭 ・分娩間隔 13 ヶ月 ・乳脂率 3.8 % ・初産月齢 26 ヶ月</p>	<p>作業を行い, 過重労働の防 止に努める。 ・酪農ヘルパーにより労働 に余暇を創出する。</p>	
<p>肉用牛 (肉専用種去 勢肥育)</p>	<p>常時 300 頭 年間出荷 168 頭 堆肥 720 t</p> <p>粗収益 143,980 千円 所得 5,710 千円 総労働時間 5,500 時間 (うち雇用労働) 1,504 時間 ※雇用経費 120 万円・800円/h と仮定した雇用 労賃による</p> <p>家族労働 2.0 人</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 畜舎, 堆肥舎, 農機具 庫, 飼料タンク, オガ クズ等格納庫, ショベ ルローダ, フォークリ フト, トラック, 軽四 貨物, 飼料攪拌機, 換 気扇, 給水機</p> <p>&lt;経営の特徴等&gt; ・群飼及びつなぎ飼 い ・飼料作物は大型機械 化体系 ・TMR 利用 ・導入月齢 8 ヶ月齢 ・導入体重 250 kg ・肥育期間 21 ヶ月 ・出荷体重 700 kg ・DG (一日増体重) 710 g ・事故率 2 %</p>	<p>・優良素牛の確保。 ・肥育早期に粗飼料を十分 給与する。 ・大型機械は共同化し, コ スト低減に努める。 ・稲作農家との連携を密に し稲わらと堆肥の交換を図 る。 ・追込式牛舎により省力管 理を行う。 ・直下型扇風機により牛舎 で比較的乾燥したオガコ吸 着糞尿は, 堆肥舎で発酵後 土壌還元を行う。 ・粗飼料の収穫, 調製及び 糞尿の堆肥化は共同作業を 行い, 過重労働の防止に努 める。</p>	全 域

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業生産を担う農業労働力は、都市化、工業化等産業構造の変化や人口減少等に伴い減少の一途をたどり、東部農業地帯や南部農業地帯などの都市周辺地域にとどまらず県西・県南などの純農村地域においても、労働力不足が今後さらに深刻化することが想定される。

このような情勢に対処して、本県農業について京阪神等大消費地の安定した生鮮食料品の供給地としての地位と役割を一層強化し、農業経営の安定化を図るためには、引き続き需要の増大が見込まれる畜産、園芸部門の振興と併せて米生産の合理化を積極的に推進するなどこれらを通じて農業経営規模の拡大を図る必要がある。

そのためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備と相まって、農業経営の法人化・生産組織化等を推進するとともに、省力化と高品質生産を可能にするスマート農業機械をはじめとする高性能な農業機械の導入と、高度な機能を備えた集出荷貯蔵施設、加工施設、その他農業生産近代化施設の整備を図ることはもとより、環境負荷を軽減する施設整備や、農産物流通の多様化に対応し消費者ニーズを満たすための情報システムの整備、流通施設の計画的な配置及びその整備を推進する必要がある。

以上の基本的な方向に基づき、各重点作物別及び各農業地帯別にその整備の基本的な方針を示せば次のとおりである。

### 1 重点作物別の農業近代化施設等整備の構想

#### (1) 水稻

品質の高位平準化及び省力・低コスト化のため、スマート技術の導入、共同育苗施設や共同乾燥施設等の整備を推進する。

#### (2) 野菜

生産流通体制の合理化を図るため、品目にあわせた一連の機械化作業体系の推進や複合環境制御システムなどスマート技術の導入、また共同育苗及び共同選果施設の整備を推進する。

#### (3) 花き

産地ブランドの維持・強化を図るため、優良種苗の供給施設や集出荷施設、ICTモニタリング機器などスマート技術の導入を推進する。

#### (4) 果樹

省力・低コスト生産や品質本位の生産流通の推進のため、ドローン防除などスマート技術の導入や園地整備を基本に、機械化体系及び高性能選果機の導入を進める。

#### (5) 畜産

規模拡大、省力化、経営の効率化及び地域環境と調和した近代的畜産経営の確立を図るため、新しい飼養管理システム〔フリーストール牛舎、ミルクパーラー、搾乳ロボット、TMR（完全混合飼料）、稲WCS（ホールクロップサイレージ）、自動給餌器、ウインドレス鶏舎、自動集卵機等〕の導入や家畜排せつ物処理施設等の整備を推進する。

### 2 農業地帯別の農業近代化施設等整備の構想

#### (1) 東部農業地帯

本地帯は、野菜、畜産、果樹の比重が大きく、県下最大の農業生産地帯となっている。

また、良質米や新規需要米の生産振興を図るとともに、水稻、施設野菜、露地野菜、花き、果樹、畜産の振興を図る。

これらの今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

水 稲： 需要に応じた計画的生産を前提に、生産性の高い稲作経営の確立を目指し、担い手や集落営農組織への農地の集積・集約化を進め、規模拡大による大型機械の導入による省力・低コスト化技術を確立する。加えて、共同育苗施設、共同乾燥調製施設等の整備を行う。

施設野菜： いちご、トマト、なす、きゅうりなどについて、経営規模拡大のために施設の団地化を推進し、共同育苗施設、高設栽培施設、自動制御装置等により省力化に

努めるとともに低コスト耐候性ハウス等の導入を推進する。

露地野菜： ブロッコリーやほうれんそう等は生産から流通まで一貫した予冷体制の整備を進め、かんしょ、にんじん等の根菜類は省力化のため機械化作業体系を確立する。

花き： 県特産品であるシンビジウムやユリ等の産地ブランドの維持・強化を図るため、優良種苗の供給施設、集出荷施設、環境測定装置等の整備を推進する。

果樹： うんしゅうみかんの優良系統やすだちなどへの転換を行うほか、施設化、省力低コスト化のため園地整備及び機械化を推進するとともに集出荷体制の機械化を促進する。

酪農： 飼養規模の拡大や労働条件の改善のため、フリーストール、ミルクングパーラー施設等の新しい飼養管理システムの導入をはじめ、酪農ヘルパー組織、コントラクター組織の充実・強化及び粗飼料生産の組織化、外部化を推進し、近代的なゆとりある酪農経営を確立する。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、低コスト畜舎の設置や素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等生産の低コスト化を主眼とした生産振興を図る。

養豚： 経営の合理化を図り、大規模専門経営を育成するため、環境と調和した施設の整備を進めるとともに自動給餌・給水機、環境制御システム等による省力管理等の新しい生産方式やエコフィードを活用した資源循環型農業を推進し、生産技術の高位平準化を進める。

養鶏： ブロイラー及び採卵鶏の生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進めるとともに、食鳥処理加工施設の近代化や、鶏ふんたい肥化処理施設等の整備と鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生可能な養鶏経営を確立する。

## (2) 南部農業地帯

本地帯は、適地を活かした多様な作物が導入された複合経営による農業生産が行われている。平坦部においては早期米の一大産地であり、施設野菜の積極的な振興が図られているとともに、中山間地域においては、果樹のほか、茶、花きなどの特産物、養鶏、肉用牛についても積極的な振興が図られている。

このため、本地帯の重点作目として、水稻、施設野菜、露地野菜、果樹、畜産の振興を図る。

これらの作目の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

水稻： 需要に応じた計画的生産を前提に、省力化、低コスト化を推進し、生産性の高い稲作経営の確立を目指し、担い手や集落営農組織への農地の集積・集約化を進め、規模拡大による大型機械の導入による省力・低コスト化技術を確立する。加えて、共同育苗施設、共同乾燥調製施設等の整備を行う。

施設野菜： 経営規模拡大のための団地化を推進し、共同育苗施設、高設栽培施設、自動制御装置等により省力化に努めるとともに、低コスト耐候性ハウスの導入を支援する。

露地野菜： にんじんについては、掘り取り機等一連の省力体系を進め、ブロッコリー等は共同育苗施設と定植機等の機械化を行う。

果樹： うんしゅうみかんの優良系統とすだち等との複合経営の確立を図り、省力化のための園地の基盤整備と防除の機械化等を進める。また、ゆずの生産振興を図るため、共同防除施設、運搬施設の整備を行うとともに、低温貯蔵庫、集出荷施設



等を整備する。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、低コスト畜舎の設置や素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等生産の低コスト化を主眼とした生産振興を図る。

養鶏： ブロイラー及び本県特産鶏である阿波尾鶏の生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進めるとともに、食鳥処理加工施設の近代化や、鶏ふんたい肥化処理施設等の整備と鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生する養鶏経営を確立する。

### (3) 西部農業地帯

本地帯は、ブロイラーのウエイトが高く、全国有数の産地を形成しており、野菜は露地栽培が拡大している。また、中山間地域においては、小規模ではあるが野菜、果樹、茶等の産地形成が図られている。

今後は、水田転作による麦、大豆、飼料作物に加え、肉用繁殖牛の振興を積極的に推進する。

このため、本地帯の重点作目として、野菜、果樹、畜産、茶の振興を図る。

これらの今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

野菜： 露地野菜のにんじん、レタス、夏秋なすなどの振興にあわせ、共同育苗施設、集出荷選果施設及び一連の機械化作業体系の整備を進めるとともに、施設栽培の夏秋いちごは、省力化、高品質化のため高設栽培を進める。また、夏秋なす、なのはな、ほうれんそう、たらめ等の一層の振興のため、共同利用施設の整備を中心に省力機械作業体系の整備を進める。

果樹： ゆず、かき等の産地育成が図られており、これに必要な共同集出荷処理施設等の整備を進める。

肉用牛： 既存産地における肥育を中心とした複合経営を推進するため、合理的な規模の団地形成を図るものとし、間伐材使用の低コスト畜舎の設置や素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進等生産の低コスト化を主眼とした生産振興を図る。

養鶏： 讃岐山脈山ろく、四国山地剣山山系山ろく地域を中心に団地化を一層推進するとともに、ブロイラー及び本県特産鶏である阿波尾鶏の生産の拡大を図るため、飼養管理の合理化、省力化及び安定的生産を進め、また、食鳥処理加工施設の近代化や鶏ふんたい肥の一層の利活用を促進し、地域と共生可能な養鶏経営を確立する。

茶： 消費ニーズに合った茶生産を推進するため、中型・小型機械化体系を整備する。

## 3 広域整備の構想

### (1) 野菜、果樹集出荷場及び情報処理施設

園芸振興は土地条件及び地域特性に応じて推進され、多くの産地形成が図られているが、今後の対応として省力化、低コスト化、有利販売に結びつく集出荷施設の高度化と情報処理機能設備の整備を図る。

### (2) 公共牧場

国産飼料の積極的な活用と経営の外部化を促進するため、公共牧場の機能強化を図る。

### (3) 家畜市場施設

肉用肥育素牛のせり市場の効率化や情報提供のための施設、機能の整備と近代化を図る。

### (4) 食肉・食鳥センター

肉畜生産農家の経営安定化と食肉流通の近代化や食肉の品質確保を推進するため、食肉・食鳥センターの処理、加工施設の近代化を図る。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業従事者の減少や高齢化が進み、農村地域の活力低下等が懸念されており、農業の担い手不足への対策の強化は喫緊の課題である。

経営感覚に優れた青年農業者、認定農業者や農業法人などをはじめ、農村地域を支える女性・高齢者等の多様な担い手を育成することが必要であり、これら担い手がそれぞれの農業経営の規模や能力に応じて地域農業の一翼を担うことができる環境づくりが必要である。

このため、担い手育成の実践教育機関である農業大学校に研修課程として設置したアグリビジネスアカデミーについて、就農希望者が農業に関する知識や技術を習得できることはもとより、時代の要請に即した高度な教育、研修が実施可能となるよう計画的に整備を進めていく。また、新規就農者については実践的な技術を習得するインターンシップを充実させるため、研修生を受け入れる農業者や農業法人に対して支援を行う。

一方、集落ぐるみで営農に取り組む集落営農組織の育成や、小中学校等の児童・生徒に農業への関心や理解を深めてもらうため、関連施設等の整備に努める。

### 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成及び確保のため、I・J・Uターンを含む新規就農希望者、高齢者及び女性等が農業に関する知識や技術を習得したり、農業に対する理解を深めたりする場として農業大学校にアグリビジネスアカデミーを開講しているところであり、より多くの方に学んでいただけるよう講座の充実を図るとともに、各種の技術・知識を習得するための研修施設の整備に努める。

さらに、農業従事者及び就農希望者のうち、研修を受け将来にわたって農業に従事することが確実な者の居住のための住宅施設についても整備を行う必要がある。

これら施設の整備と相まって、高齢者、女性、退職就農者の異分野で培った技術ノウハウ等を十分に発揮できる環境づくりを推進する。

### 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

次代を担う農業人材の育成及び確保のため、都市部や本県出身の農業系大学生、徳島大学生物資源産業学部の学生を、農業や食品関連産業等の現場へインターンシップとして受け入れ、本県農業への理解の醸成による将来の就農を促進する。また、卒業生の雇用受皿となる農業法人等の経営基盤強化を支援する。

就農希望者に対しては、情報提供や農業現場を体感できる見学ツアーなどを通じて本県農業の魅力を発信するとともに、就農に必要な不可欠な実践研修時の所得支援、農業機械・施設等のリースにより負担を軽減する制度の構築などを進め、就農から定着まで一貫した支援を行う。

担い手育成の実践教育機関である農業大学校やアグリビジネスアカデミーにおいては、カリキュラム強化を進め、次代の本県農業を担う経営感覚に優れた人材育成に取り組む。

さらに、高校生や小中学生に対して、農業に対する理解を深めてもらうため、教育委員会と連携し、農業大学校と高校の交流の強化、小中学生の農業体験学習への支援を行うものとする。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

農村地域の経済は、農林業及び伝統的技術と地域資源を利用した、いわゆる地場産業を核として発展してきた。しかしながら、これらの地場産業は元々小規模な企業が多く、技術革新への対応の遅れや消費需要の伸び悩みにより、近年生産活動が停滞傾向にある。また、農村地域では急激な人口減少により生活サービス機能の維持が困難になると見込まれることから、身近な雇用の場の確保が急務となっている。

このような状況に対応して、農林水産業や自然環境との調和を図りながら、最近の産業構造の変化や技術革新の動向を踏まえ、地域産業の中核となるような工業の導入を図るとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化を通じた農林水産業の成長産業化を図ることが必要である。特に定住条件の整備の一環として農村地域における雇用の拡大に努め、地域の特性に合った工業等の導入を推進し、農業の構造改善と相まって農村の就業改善を図る必要がある。

今後、農村地域においては、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農業地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく工業等の導入や農林水産業と商業・工業等との連携による6次産業化への取組等により安定的な就業の場を創設・確保し、不安定な就業状態にある兼業従事者の就業の促進に努める。また、人・農地プランを中心とした集落における話し合いを通じて農用地の集積・集約化を図り、効率的かつ安定的な農業経営に取り組み、地域農業を担いリードする企業的な経営体や優れた技術力と経営力を有する農業者を育成する必要がある。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農業地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく企業の計画的導入を図るとともに、農林水産物の高付加価値化を図る6次産業化のための施設、地域資源を利用したグリーン・ツーリズムの推進、訪日外国人客の受入れ体制の整備等により地元における安定的な就業機会の確保を図る。

また、県のブランド品目であるゆず、阿波尾鶏などの鶏肉等を加工する地場産業の振興等により確保される就業の場に不安定兼業従事者の安定的な就業を促進するほか、高齢者が豊富な知識と経験を活かせる就業の場、具体的には、日本料理を美しく彩る上勝の”つまもの販売”に代表される全国有数の地域活性型農商工連携モデルの振興推進、茶、山菜等の地域特産物の加工を行うことにより高齢者の就業を促進するものとする。なお、就業機会の確保のための施設の設置に当たっては優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に留意する。

農外就労面、又は基幹的農業従事者の減少、高齢化が著しいこと等農業就業面について農業構造の改善を図る必要性が高い地域においては、農業者又は農業従事者に対して実態に即した基幹的農業従事者の確保、農外就労の安定化の推進のための相談指導、助言等の活動を推進する。

このような視点に立って、各農業地帯ごとにおける農業従事者の安定的な就業の促進の基本的な考え方は、次のとおりである。

#### (1) 東部農業地帯

本地帯は、県下最大の農業地帯であり、吉野川下流域の肥沃な農地を活かした多様で安定的な農業経営が展開されている。

一方、農業以外の産業については、軽工業、商業、製造業が、徳島東部都市計画区域に集中して立地しているほか、阿波市では、土成工業団地、西長峰工業団地に企業誘致が進み、安定的な就業機会を得ている。

このような就業構造の中で、機械、施設の共同利用等による地域ぐるみの農業経営を進めることで兼業の安定化を図るとともに、意欲ある農業者への優良農地の流動化を進め、経営感覚に優れた経営体の育成、確保に努める。

#### (2) 南部農業地帯

本地帯は、阿南市においては、世界的なLED企業や石炭火力発電所が立地するなど、工業団地としての開発が推進されている一方、他の町は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域に指定されている。海陽町には、阿波尾鶏の食鳥加工工場があり、地域における雇用機会の増大と安定的な就業に寄与している。

農業においては冬季温暖な気象条件のもと、ハウスみかん、洋ラン、ハウスきゅうり等の施設園芸が盛んであり、今後とも農業生産基盤整備を進めて、園芸産地としての生産条件を整える必要がある。

これら地域資源の活用や地域経済の振興と結びついた産業の振興により創設・確保される安定的な就業機会の活用を図る。

### （3）西部農業地帯

本地帯は、旧三加茂町を除く全ての市町が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であり、人口の流出及び高齢化が進んでいる。

農業以外の産業としては、美馬市脇町を中心に企業数社が立地している。

農業においては、阿波尾鶏の食鳥加工工場が立地しており地域における雇用機会の増大に寄与しているほか、気象条件を活かした夏秋期のいちご、きゅうり、トマト、傾斜地を中心とした茶、そば、ぜんまい、こんにやくなどの地域に密着した特産物が栽培されており、これらの加工利用等を積極的に推進するとともに、「世界農業遺産『にし阿波の傾斜地農耕システム』ブランド」の活用など様々な地域資源を利用した6次産業化等を積極的に進めることにより、安定的な就業の場を確保し、不安定な就業状態にある農業従事者及び兼業従事者の安定就業の促進を図り、地帯全体の活性化に努める。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1 生活環境施設の整備の必要性

本県の農業地域は、高度経済成長期及びその後の安定成長期において若年齢層を中心に農家人口の県外都市圏や他産業への流出が続き、農家世帯員の高齢化、県東部を中心とする農村の混住化が進行した。

また、山村地域においては、依然として若年層を中心とした人口減少に歯止めがかかったとは言えず、高齢化の急激な進行による地域社会の機能低下など過疎化が進んでおり産業基盤及び生活環境の整備の遅れも目立っている。

さらに、本県の農村地域においては、農業生産の専門化や、混住化、人口構成の高齢化、住民意識の多様化等が進行する中で、農家と非農家、世代間等で意識の相違や利害の不一致が生じ、従来、農業集落が有してきた生産、生活両面にわたる共同体的機能が低下している面が見られる。また、混住化社会が農業生産活動に大きな影響をもたらす具体的な課題としては、農地のスプロール化と生活雑排水を巡る問題があり、これにより生活環境の質の低下も招いている。

このため、活力ある農村地域社会の形成を図る基本的な条件は、農業が地域の基幹産業として発展するとともに、他産業部門にも地域住民の安定的な就業機会があること、地域住民が健康で快適な居住環境のもとで生活できることにある。

このような基本的方向に基づき、効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立し、地域全体の取組として認定農業者の育成、新規就農の促進、法人経営への発展的転換等担い手の確保・育成の実現を図るためには、主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行うとともに、高齢者や女性の力を十分発揮しつつ農業に従事できる環境づくりが重要である。

そこで、地域住民の積極的な参加を得ながら、女性農業者活動支援施設や高齢農業者活動支援施設等を含む経営多角化を推進する施設、農業集落道、営農飲雑用水施設等の施設や農村における自然エネルギー等を活用するための地域資源利活用施設の整備を進め、意欲ある中核農家と兼業農家等との連帯感の醸成はもとより農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化活動の助長を図り、あわせて、地域における定住条件の整備及び次代の農業を担う農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

### 2 生活環境施設の整備の構想

1のような考えに基づき、生活環境施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、広く住民の参加とこの過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に資するよう努めるほか、次のとおり、これら施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- ① 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込み、人口等を考慮した適正な規模とし、また施設の配置に当たっては適正な利用圏を設定するとともに農道、一般道路等との関連にも十分留意する。
- ② 都市には見られない農村地域固有の広い空間、豊かな緑を十分活かしたものとするとともに類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物を極力活用するなど画一性を避けた地域の特性を活かしたものとする。
- ③ このほか、整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とすることとされているが、併せて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮するものとする。
- ④ 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持運営が適正に行われるよう配慮する。

#### (1) 東部農業地帯

本地帯は、都市化により混住化が進行しており、農家・非農家はもとより、農業生産の専

門化により農家間においても意識の多様化がみられるところである。

農家・非農家を包摂した新しいコミュニティーの形成のため、既存の集会施設、農村公園及び農村広場等の活用を図るとともに、農業集落道、農業集落排水施設などの生活環境施設の整備に努める。

(2) 南部農業地帯

本地帯は、那賀川下流の平坦部においては、今後とも都市化の進行が予想される一方、中山間地域においては過疎化、高齢化が進行している。

平坦部においては混住化に対応した農村コミュニティーの形成、山間部においては農業・農村地域のコミュニティーの活性化のため、既存の集会施設等の活用を図るとともに、農業集落道、営農飲雑用水施設などの生活環境施設の整備に努める。

(3) 西部農業地帯

本地帯は、旧三加茂町を除くすべての市町が過疎地域であり、農村の高齢化も進んでいる。過疎化、高齢化に対応するため、女性及び高齢者を含めた新しい地域づくりを推進することにより、住民自らの手による地域環境づくりを行い、既存の集会施設等の活用を図りながら、農村地域の定住条件の改善に資するため、農業集落道や交流施設基盤等の生活環境施設の整備を計画的に進める。